

## 芸術文化観光専門職大学学生懲戒規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学学則（令和3年兵庫県公立大学法人規程第1号）第33条第4項の規定に基づき学生の懲戒に関して必要な事項について定めるものとする。

### (懲戒の内容)

第2条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 6月以内の期間を定めて、又は期間を定めずに、本学学生としての権利を停止すること。
- (3) 退学 退学させること。この場合、再入学は認めない。

### (状況報告)

第3条 教職員は、学生に懲戒の対象となり得る行為があったことを知ったときは、速やかに学部長に報告するものとする。

- 2 前項の規定により報告を受けた学部長は、速やかに学長に報告するものとする。

### (謹慎)

第4条 学部長は、前条に定める事案が発生した場合において、当該事案に関与した学生及び他の学生への影響を踏まえ、学部における円滑な教育活動に支障が生じると判断した場合には、第8条に規定する懲戒等の処分の決定前に、当該事案に関与した学生に対し、謹慎を命じることができる。

- 2 謹慎の間は、本学学生としての権利を停止するものとし、当該謹慎の期間は、停学期間に算入することができるものとする。

### (懲戒の発議)

第5条 懲戒の対象となり得る行為があったと認めるときは、学部長は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審査するものとする。

- 2 学部長は、懲戒処分が必要であると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、教授会の意見を聴いた上で、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

### (弁明)

第6条 学部長は、第5条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第7条 学長は、第5条第2項により学部長から発議があつたときは、懲戒処分案を作成の上、教育研究審議会の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 教育研究審議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第8条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第9条 懲戒の発効日は、懲戒処分書交付日とする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(懲戒処分と学籍異動)

第10条 学部長は、懲戒の対象となり得る行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に、退学あるいは休学の申出があつたときは、これを受理しないことができる。

- 2 学部長は、停学中の学生から、当該停学期間を含む期間の休学の申出があつたときは、これを受理しないものとする。
- 3 休学中の学生に対して停学処分を命じる場合は、当該学生の休学許可を取り消すものとする。

(停学期間)

第11条 懲戒処分による停学期間の計算は、暦日計算によることとし、期間の起算は処分の効力発生日の翌日から起算する。

- 2 停学期間は、在学年限に含め、修業年限には含めない。ただし、停学期間が3月以内の場合は、修業年限に含めることができる。

(無期停学の解除)

第12条 学部長は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、教授会の意見を聴いた上で、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(再審査)

第 13 条 懲戒処分を受けた者は、事実の誤認、新事実の発見など正当な理由があるときは、その証拠となる書類を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の可否を教育研究審議会に付議するものとする。
- 3 教育研究審議会が再審査の必要があると認めるときは、学長は、学部長に再審査を要請するものとする。

(停学中の指導等)

第 14 条 学部においては、停学中の学生に対し、定期的に面接等により教育上の指導を行うものとする。

- 2 停学中の学生は、常に居所及び連絡先を明らかにするものとする。
- 3 停学中の履修登録については、これを認めるものとする。

(告示)

第 15 条 学長は、学生の懲戒を行ったときは、原則として、処分を行った学生の氏名及び学籍番号を除き、処分内容及び理由について、指定する学内の掲示板に告示するものとする。

- 2 告示の期間は、懲戒の発行日を含め 2 週間とする。

(補則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。